

河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件
(平成 21 年 3 月環境省告示第 14 号)の一部を改正する案の概要

令和 7 年 7 月
環境省水・大気環境局

1. 改正の背景

生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて水域類型を設け、水域ごとに水域類型の指定を行うこととしており、国においては、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）に定められた 47 河川・海域（複数の都道府県の区域にわたる 37 河川及び 10 海域）について、河川及び湖沼が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件（平成 21 年 3 月環境省告示第 14 号。以下「告示」という。）により、水域類型を指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標を定めています。

平成 13 年 9 月 25 日に、環境大臣が中央環境審議会に対して諮問した「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」を受けて、陸域（河川や湖沼）における水域類型のあてはめ及び見直し等に係る検討を随時行ってきました。今般、相模ダム貯水池・城山ダム貯水池・土師ダム貯水池の水域類型と達成期間について、それぞれ令和 7 年 5 月 21 日に開催した中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会において「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて（報告案）」の中で審議を行いました。これを踏まえ、以下のとおり告示を改正することを考えています。

2. 改正の概要

(1) 告示別表第 4 中、3 つの水域に係る水域類型及び達成期間について、以下の表に示すとおりとする。

政令別表 による 名称	水域	水域 類型	達成期間		(参考) 現行の類型
相模川 水系の 相模川 (桂川 を 含 む。)	相模ダム 貯水池 (相模湖)	湖沼 Ⅱ	ニ (※)	(※) 当分の間の 暫定目標 全窒素:0.97 mg/L 全リン:0.074 mg/L	湖沼Ⅱ 全窒素:令和7年ま での暫定目標 1.0 mg/L 全リン:令和7年度ま での暫定目標 0.080 mg/L
	城山ダム 貯水池 (津久井湖)	湖沼 Ⅱ	ニ (※)	(※) 当分の間の 暫定目標 全窒素:0.92 mg/L 全リン:0.037 mg/L	湖沼Ⅱ 全窒素:令和7年度 までの暫定目標 1.0 mg/L 全リン:令和7年度ま での暫定目標 0.042 mg/L
江の川 水系の 江の川	土師ダム 貯水池 (八千代湖)	湖沼 Ⅱ	ニ (※)	(※) 当分の間の 暫定目標 全窒素を除く 全リン:0.017 mg/L	湖沼Ⅱ 全窒素:令和7年度 までの暫定目標 0.43 mg/L 全リン:令和7年度ま での暫定目標 0.018 mg/L